

橋シ第23号
令和7年10月15日

お客様各位

公益社団法人橋本市シルバー人材センター
代表理事 堀川 憲一

配分金基準単価の改定について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当センターの事業運営に関しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年11月1日から和歌山県最低賃金の上昇や、ここ数年の物価の高騰、人件費の値上がりにより令和8年4月1日から配分金基準単価の改定をさせていただきます。

つきましては、下記のとおり配分金を改定致したく、利用者様にはご負担をお掛けしますが、ご理解のうえ、今後も引き続き当センターをご利用いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

【改定内容】

1. 改定年月日 令和8年4月1日

改定前 改定後

1,050円 ⇒ 1,200円 (一般・軽作業) 草刈り・草引き・剪定等

1,200円 ⇒ 1,400円 (チェーンソー作業) 枝切りから伐採まで